

政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十二号

#### 政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年広島県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中

|             |             |  |  |
|-------------|-------------|--|--|
| 先物取引の事業・雑所得 | 先物取引の事業・雑所得 |  |  |
|-------------|-------------|--|--|

を

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。